

第三回國會 大藏委員會會議錄 第二一號

(七五)

昭和二十三年十一月十三日(土曜日)

午前一時五十六分開議

出席委員

委員長 島村 一郎君

理事 大上 司君 理事 島田 晋作君

理事 梅林 時雄君

吉米地英俊君 松田 正二君

宮崎 靖君 川合 彰武君

佐藤 觀次郎君 重井 鹿治君

中崎 敏君 細野 三千雄君

松尾 トシ君 荒木 萬壽夫君

早稲田 柳石 門君 川野 芳滿君

内藤 友明君 堀江 實藏君

出席政府委員

大藏政務次官 塚田 十一郎君

專賣局長官 原田 富一君

委員外の出席者

大藏技官 伊藤 八郎君

十一月九日

委員原孝吉君辭任につき、その補欠

として大澤嘉平次君が議長の指名で

委員に選任された。

同月十日

委員益谷秀次君辭任につき、その補

欠として石原登君が議長の指名で委

員に選任された。

同月十三日

堀江實藏君が理事に追加選任され

た。

十一月十一日

日本專賣公社法案(内閣提出第一一

号)

取引高税廢止に関する請願(松浦東

介君外一名紹介)(第一五号)

同(山口好一君外一名紹介)(第一六

号)

塩專賣法特例に関する法律存続等に

関する請願(川野芳滿君紹介)(第四

八号)

取引高税廢止に関する請願外一件

(宮崎靖君紹介)(第四九号)

下關市所在元海軍防備隊跡地及び施

設物を農林省に移管の請願(坂本實

君紹介)(第六八号)

新潟縣の豪雪地帯住民に対する課税

輕減の請願(神山榮一君紹介)(第一

〇五号)

の審査を本委員会に付託された。

人工甘味料に対する物品税輕減の陳

情書(人工甘味料製造業者代表日新

化学工業株式會社)(第一号)

國庫補助金の支出に関する陳情書

(中國五縣正副土木委員長會委員長

衣笠直市外四名)(第二二号)

農業所得税輕減に関する陳情書(石

川縣知事柴野和喜夫)(第四四号)

はり、きゆう業者に対する特別所得

税課税反対の陳情書(大阪府北区此

花町二丁目大阪府鍼灸會會長森田胤

夫外五十七名)(第五八号)

主食の超過供出を課税対象より除外

の陳情書(福岡縣議會議長稻貝稔)

(第六八号)

医薬品に対する取引高税撤廢の陳情

書(東京都中央区日本橋本町三丁目

十二番地医薬品販賣業者協會)(第

八〇号)

町村吏員の暫定給與支拂政府資金償

還免除の陳情書外七件(茨城縣多賀

郡華川村長鈴木庄作外七名)(第八

三三号)

徵税に関する陳情書(近畿商工會議

所連合會長長杉道助)(第八七号)

医薬品に対する取引高税撤廢の陳情

書(兵庫縣醫藥品等販賣會會長三宅

健太郎外三十八名)(第一三八号)

を本委員は送付された。

本日の會議に付した事件

理事の追加選任

小委員會設置に関する件

連合審査會開會に関する件

國政調査承認要求に関する件

食糧の輸入税を免除する法律の一部を

改正する法律案(内閣提出第一一

号)

日本專賣公社法案(内閣提出第一一

号)

証券民主化に関する決議に関する件

〇島村委員長 これより會議を開きま

す。

議案の審査に入ります前におはかり

いたします。

去る九日の議院運営委員會におきま

して、小會派からも一名理事を出すこ

とに決定いたしましたので、この際理

事一名追加選任したいと存じます

が、委員長より御指名申し上げて御異

議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

〇島村委員長 御異議がないようであ

りますから、堀江實藏君を御指名申し

ます。

〇島村委員長 次に去る八日及び十一

日本委員會に付託されました食糧の輸

入税を免除する法律の一部を改正する

法律案及び日本專賣公社法案の両案を

一括議題として審議に入りたいと存じ

ます。まず政府の御説明を求めます。

食糧の輸入税を免除する法律の

一部を改正する法律案

食糧の輸入税を免除する法律

の一部を改正する法律

食糧の輸入税を免除する法律(昭

和二十二年法律第百八十八号)の一

部を次のように改正する。

本則中「昭和二十三年」を「昭和

二十四年」に改める。

附則

この法律は、昭和二十四年一月一

日から、施行する。

日本專賣公社法案

日本專賣公社法

目次

第一章 總則(第一條―第八

條)

第二章 專賣事業審議會(第

九條)

第三章 役員及び職員(第十

條―第二十七條)

第四章 業務(第二十八條・

第二十九條)

第五章 會計(第三十條―第

四十四條)

第六章 監督(第四十五條―

第四十七條)

第七章 罰則(第四十八條・

第四十九條)

第八章 雜則(第五十條―第

五十六條)

附則

第一章 總則

(目的)

第一條 日本專賣公社は、煙草專賣

法(明治三十七年法律第十四号)、

塩專賣法(明治三十八年法律第十

一号)及び粗製樟腦、樟腦油專賣

法(明治三十六年法律第五号)に基

き現に國の專賣に屬する事業の健

全にして能率的な実施に當ること

を目的とする。

(法人格)

第二條 日本專賣公社(以下公社と

いう。)は、公法上の法人とす

る。公社は、民法(明治二十九年

法律第八十九号)第三十五條又は

商會社法その他の社團に関する商

法(明治三十二年法律第四十八号)

の規定に定める商會社ではない。

(事務所)

第三條 公社は、主たる事務所を東

京都に置く。

2. 公社は、大藏大臣の認可を受け

て、必要な地に從たる事務所を置

くことができる。

(資本金)

第四條 公社の資本金は、この法律

施行の日政府から出資される資

産の額とする。政府から引續かる

べき資産の範圍は、昭和二十四年

三月三十一日において專賣局特別

會計に屬し、且つ、第二十八條に

掲げる業務の用に供せられ、又はこれと關係を有していた財産及び事業とする。

(登記)

第五條 公社は、政令の定めるところにより、登記しなければならぬ。

2 前項の規定により登記を必要とする事項は、登記後でなければこれをもつて第三者に対抗することができない。

(非課税)

第六條 公社には、所得税及び法人税を課さない。

21 都道府縣、市町村その他これらに準ずるものは、公社に対し地方税を課することができない。但し、釐金税、電氣ガス税、木材引取税及び遊興飲食税、これらの附加税並びに遊興飲食税割については、この限りではない。

(名称の使用期限)

第七條 公社でない者は、日本專賣公社という名称又はこれに類する名称を用いることができない。

(法人に関する規定の準用)

第八條 民法第四十四條、第五十條及び第五十四條の規定は、公社に準用する。

第二章 專賣事業審議會

(專賣事業審議會)

第九條 大蔵省に專賣事業審議會を置く。

2 專賣事業審議會(以下審議會という。)は、第十二條第一項及び第四十六條第二項に規定する事項の外、公社の業務の運営に関し、大蔵大臣の諮問に應じ、又はこれ

に対して意見を述べることができ

3 審議會は、委員長一人及び委員六人をもつて組織する。

4 委員長及び委員は、学識経験のある者の中から、大蔵大臣が任命する。

5 委員長及び委員の任期は、三年とする。但し、最初の任命に係る委員の任期は、二人については一年、二人については二年、二人については三年とする。補欠の委員長及び委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員長及び委員は、再任されることができない。

7 委員長及び委員は、その勤務に對し報酬を受けない。但し、会合出席のため、又は特に公社の用務のために費された時間に対する相應の日当及び会合出席のため、又は公社の用務を命ぜられたために要する旅費の支給を受けることができる。

8 前各項に定めるものの外、審議會に關し必要な事項は、政令で定める。

第三章 役員及び職員

(役員)

第十條 公社に、役員として、總裁、副總裁各一人、理事五人以上及び監事二人以上を置く。

(役員の職務権限)

第十一條 總裁は、公社を代表し、その業務を総理する。

2 副總裁は、總裁の定めるところにより、公社を代表し、總裁を補佐して公社の事業を掌理し、總裁及び副總裁に事故があるときはその職務を代理し、總裁及び副總裁が欠員のときにはその職務を行う。

代理し、總裁が欠員のときにはその職務を行う。

3 理事は、總裁の定めるところにより、公社を代表し、總裁及び副總裁を補佐して公社の事務を掌理し、總裁及び副總裁に事故があるときにはその職務を代理し、總裁及び副總裁が欠員のときにはその職務を行う。

4 監事は、公社の業務を監査する。

(役員の内命)

第十二條 總裁及び監事は、審議會の推薦に基き、大蔵大臣が任命する。

2 副總裁及び理事は、總裁が大蔵大臣の認可を受けて任命する。

(役員の内命)

第十三條 總裁、副總裁及び理事の任期は、四年とし、監事の任期は、三年とする。但し、最初の任命に係る理事及び監事の半数の任期は、それぞれ二年とする。

(代表権の制限)

第十四條 公社と總裁、副總裁又は理事との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合においては監事が公社を代表する。

(代理人の選任)

第十五條 總裁、副總裁及び理事は、公社の職員の中から、從たる事務所の業務に關し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(役職員の兼職の制限)

第十六條 公社の役員は、他の営利を目的とする団体の役員となり、

又は営利事業に従事してはならない。

2 公社の役員及び職員は、國會又は地方公共團體の議会の議員であることができない。

(秘密保持の義務)

第十七條 公社の役員及び職員並びにこれらであつた者は、その職務に關して知つた秘密を他に洩らし、又は漏用してはならない。

(役職員の身分)

第十八條 公社の役員及び職員は、法令により公務に従事する職員とみなす。

2 公社の役員及び職員には國家公務員法(昭和二十二年法律第二百十号)は、適用されない。

(職員の範囲及び資格)

第十九條 この法律において公社の職員とは、公共企業体労働關係法(昭和二十三年法律第 号)第二條第二項に規定する者をいう。

(任免の基準)

第二十條 公社の職員の任免は、すべてその者の受驗成績、勤務成績又はその他の能力の實証に基いて行ふものとする。

(給與)

第二十一條 公社の職員の給與は、その職務と責任に應ずるものでなければならぬ。

2 公社の職員の給與は、生計費並びに國家公務員法及び民間事業の從業者の給與その他の事情を考慮して定めなければならない。

(降職及び免職)

第二十二條 公社の職員が左の各号の一に該當する場合を除いては、

總裁は、その意に反して、これを降職し、又は免職することができない。

一 勤務実績がよくないとき。

二 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

三 その他その職務に必要な適格性を欠くとき。

四 業務量が減少し、又は経営上やむを得ない事由が生じたとき。

(休職)

第二十三條 公社の職員が左の各号の一に該當する場合を除いては、總裁は、その意に反して、これを休職にすることができない。

一 心身の故障のため、長期の休養を要するとき。

二 刑事事件に關し起訴されたとき。

2 前項第一号の規定による休職の期間は、満一年とする。休職期間中その故障が消滅したときは、速やかに復職を命ずるものとし、休職の満期間満了したときは、当然退職する。

3 第一項第二号の規定による休職の期間は、その事件が裁判所に係属する間とする。

4 休職者は、職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。休職者は、その休職の期間中俸給の三分の一を受ける。

(懲戒)

第二十四條 公社の職員が、左の各号の一に該當する場合において、總裁は、これに對し懲戒処分として免職、停職、減給又は戒告の処分をすることができ。

一 この法律又は公社の定める業務上の規程に違反したとき。

二 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つたとき。

2 停職の期間は、一年以上二年以下とする。

3 停職者は、職員としての身分を保有するが、その職務に従事しない。停職者は、その停職の期間中その俸給の三分の一を受ける。

4 減給は、一年以上二年以下の間俸給の十分の一以下を減ずる。

(服務の基準)

第二十五條 公社の職員は、その職務を遂行するについて、法令及び公社の定める業務上の規程に従わなければならない。

2 公社の職員は、全力を挙げてその職務の遂行に専念しなければならない。但し公共企業体労働関係法第七條の規定により職員の組合の事務に専ら従事する者については、この限りでない。

(勤務時間の延長、時間外及び休日勤務)

第二十六條 公社は、左の各号の一に該当する場合においては、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第三十二條、第三十五條又は第四十條の規定にかかわらず、職員をしてその勤務時間をこえ、又は勤務時間外若しくは休日勤務をさせることができる。

一 災害その他により事故の発生したとき。

二 災害の発生が予想される場合において警戒を必要とするとき。

(公共企業体労働関係法の適用)

第二十七條 この章のいかなる規定

も、公共企業体労働関係法第八條の規定を変更するものと解釈されなければならない。

第四章 業務

(業務の範囲)

第二十八條 公社は、第一條に掲げる目的を達成するため、左の業務を行う。

一 葉たばこ、たばこ用巻紙、塩、にがり、粗製しよう脳及びしよう脳油を買い入れること。

二 たばこ及び塩を製造すること。

三 たばこ、たばこ用巻紙、塩、にがり、粗製しよう脳及びしよう脳油を販賣すること。

四 葉たばこ、たばこ用巻紙、塩、にがり、粗製しよう脳及びしよう脳油の生産者の指導及び助成に關すること。

五 たばこ、たばこ用巻紙、塩、にがり、粗製しよう脳及びしよう脳油の販賣者の指導及び助成に關すること。

六 葉たばこ、たばこ、たばこ用巻紙、粗製しよう脳及びしよう脳油の輸出及び輸入を行うこと。

七 前各号に掲げる事務の外煙草、專賣法、塩專賣法及び粗製煙草、樟腦油專賣法に定められた事項の実施に關すること。

八 前各号の業務に附帶する業務

(業務方法)

第二十九條 公社は、業務開始の際、業務の方法を定めて、大蔵大臣に提出し、その認可を受けなければならない。これを變更しようとするときまた同様とする。

第五章 會計

(經理原則)

第三十條 公社の會計(價格及び料金に關するものを含む。以下本條中同じ。)に關しては、企業の能率的な運営を図るため公共企業体の會計に關する法律が制定施行されるまでは、公社を國の行政機關とみなし、この法律又はこの法律に基く政令に定める場合を除く外、專賣局及び印刷局特別會計法(昭和二十二年法律第三十六号)、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)、會計法(昭和二十二年法律第三十五号)、國有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)その他従前の專賣局の事業の會計に關し適用される法令の規定の例によるものとする。

2 前項の規定により公社を國の行政機關とみなす場合においては、總裁を各省各廳の長と、公社を各省各廳とみなす。但し、政令をもつて、公社を大蔵省の一部局とみなす場合は、この限りでない。

(事業年度)

第三十一條 公社の事業年度は、毎年四月に始まり、翌年三月に終る。

2 公社は、毎事業年度の決算を翌年度七月三十一日までに完結しなければならない。

(予算)

第三十二條 公社は、毎事業年度の予算を作成し、大蔵大臣に提出しなければならない。

2 大蔵大臣は、前項の規定により予算の提出を受けたときは、これを検討して必要な調整を行い、閣議の決定を経なければならない。

3 内閣は、前項の規定により予算を決定したときは、國の予算とともに、これを國會に提出しなければならない。

4 予算の形式、内容及び添附書類については政令で、予算の作成及び提出の手續については大蔵大臣が定める。

(追加予算)

第三十三條 公社は、予算作成後に生じた事由に基き、必要を認めることのできない場合に限り、予算作成の手續に準じ、追加予算を作成し、これを大蔵大臣に提出することができる。

2 前條第二項から第四項までの規定は、前項の規定による追加予算について準用する。

(決算)

第三十四條 公社は、毎事業年度ごとに財産目録、貸借対照表及び損益計算書を作成し、決算完結後一月以内に、大蔵大臣に提出して、その承認を受けなければならない。

2 公社は、前項の規定による大蔵大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、その財産目録、貸借対照表及び損益計算書を公告しなければならない。

第三十五條 公社は、予算の模式に準じ、毎事業年度の決算報告書を作成し、大蔵大臣に提出しなければならない。

2 大蔵大臣は、前項の規定により決算報告書の提出を受けたときは、これを内閣に送付しなければならない。

第三十六條 内閣は、前條第二項の

規定により公社の決算報告書の送付を受けたときは、これを會計検査院に送付しなければならない。

2 内閣は、會計検査院の検査を経た公社の決算報告書を、國の歳入歳出の決算とともに、國會に提出しなければならない。

(利益金の納付)

第三十七條 公社は、毎事業年度の利益金を國庫に納付しなければならない。

2 政府は、前項の利益金を、政令の定めるところにより、決算完結前において概算で納付させることができる。

3 第一項の利益金の計算及び納付の手續については、政令で定める。

(借入金)

第三十八條 公社は、大蔵大臣の認可を受けて、政府から長期の借入金及び一時借入金をすることができ。公社は、市中銀行その他民間から借入金をしてはならない。

2 前項の規定による借入金の限度額については、予算をもつて定めなければならない。

4 第一項の規定による一時借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。

(政府資金の貸付)

第三十九條 政府は、公社に対し資金の貸付をすることができる。

(償還計画)

第四十條 公社は、毎事業年度、第三十八條第一項の規定による長期借入金の償還計画をたて、大蔵大臣の承認を受けなければならない。

(業務に係る現金の取扱)

第四十一條 公社の業務に係る現金の出納は、政令の定めるところにより、國庫金の例によらなければならぬ。

2 前項の規定により國庫が受け入れた公社の預金に対しては、大蔵大臣の定めるところにより利子を附するものとする。

(會計帳簿)

第四十二條 公社は、業務の性質及び内容並びに事業運営及び経理の状況を適切に示すため必要な帳簿を備えなければならぬ。

(財産の処分制限)

第四十三條 公社は、大蔵大臣の認可を受けなければ、その所有する重要な財産を譲渡し、交換し、又は担保に供することができない。

2 前項の重要な財産の範囲は、大蔵大臣が定める。

(會計検査)

第四十四條 公社の會計については、會計検査院が検査する。

第六章 監督

(監督)

第四十五條 公社は、大蔵大臣が監督する。但し、公社を当事者又は参加人とする訴訟については、法務總裁が監督する。

2 大蔵大臣は、必要があると認めるときは、公社に対して業務に關し監督上必要な命令をすることができぬ。

(役員解任)

第四十六條 大蔵大臣は、公社の役員が左の各号の一に該当するに至つたときは、これを解任することができる。

一 この法律、煙草專賣法、塩專

賣法及び粗製樟腦、樟腦油專賣法若しくはこれらの法律に基く命令又は政府の命令に違反したとき。

二 禁、以上の刑に処せられたとき。

三 禁治産、準禁治産又は破産の宣告を受けたとき。

四 心身の故障により職務を執ることができないとき、その他前各号に掲げるものの外、公社の役員として不適当と認められるとき。

2 前項第四号の規定により解任をしようとするときは、大蔵大臣は、予め審議会にはからなければならぬ。

(報告及び検査)

第四十七條 大蔵大臣は、必要があると認めるときは、公社に対して報告をさせ、又は職員をして事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類その他必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により大蔵省の職員が立入検査をする場合において、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならぬ。

第七章 罰則

(罰則)

第四十八條 左の場合においては、その違反の行為をなした公社の役員は、十万円以下の罰金に処する。

一 この法律により大蔵大臣の認可又は承認を受けなければならぬ場合において、その認可又

は承認を受けなかつたとき。

二 第二十八條に規定する業務以外の業務を行つたとき。

三 登記しなけれはならない場合において登記をすることを怠り、又は不正の登記をしたとき。

四 第四十五條第二項の規定による大蔵大臣の監督上の命令に違反したとき。

五 前條の規定により報告を怠り、若しくは虚偽の報告をなし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第四十九條 第七條の規定に違反して、日本專賣公社という名称又はこれに類する名称を用いた者は、一年以下の禁、又は一万円以下の罰金に処する。

第八章 雜則

(恩給)

第五十條 この法律施行の際、現に恩給法(大正十二年法律第四十八号)第十九條に規定する公務員たる者が、引き続き公社の役員又は職員となつた場合には、同法第二十條に規定する文官であつて國庫から俸給を受ける者として勤務するものとみなし、当分の間、これに恩給法の規定を準用する。

2 前項の規定により恩給法を準用する場合においては、恩給の給與等については、公社を行政廳とみなす。

3 第一項に規定する者又はその遺族の恩給及びこの法律施行前給與事由の生じた恩給であつて従前の專賣局特別會計において俸給又は給料を支弁した者に係るものの支拂に充てるべき金額については、公社が專賣局特別會計として存続するものとみなし、特別會計の恩給負担金を一般會計に繰り入れることに關する法律(昭和六年法律第八号)の規定を準用する。

4 第一項の規定により恩給法を準用する場合において、同項において準用する恩給法第五十九條第一項の規定により公社の役員又は職員が納付すべき金額は、同項の規定にかかわらず、公社に納付するものとする。

拂に充てるべき金額については、公社が專賣局特別會計として存続するものとみなし、特別會計の恩給負担金を一般會計に繰り入れることに關する法律(昭和六年法律第八号)の規定を準用する。

4 第一項の規定により恩給法を準用する場合において、同項において準用する恩給法第五十九條第一項の規定により公社の役員又は職員が納付すべき金額は、同項の規定にかかわらず、公社に納付するものとする。

(共済組合)

第五十一條 公社の役員及び職員は、國に使用される者で國庫から報酬を受けるものとみなし、國家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十九号)の規定を準用する。この場合において同法中「各省各廳」とあるのは「日本專賣公社」と、「各省各廳の長」とあるのは「日本專賣公社總裁」と、第六十九條(第一項第三号)を準用する場合を除く。及び第九十二條中「國庫」とあるのは「日本專賣公社」と、第七十三條第二項及び第七十五條第二項中「政府を代表する者」とあるのは「日本專賣公社を代表する者」と読み替へるものとする。

2 國家公務員共済組合法第二條第二項第三号の規定による共済組合は、前項の規定により準用する同法第二條第一項の規定により公社に設けられる共済組合となり同一性をもつて存続するものとする。

第五十二條 國庫は、公社に設けられた共済組合に対し國家公務員共済組合法第六十九條第一項第三号

に掲げる費用を負担する。

第五十三條 健康保險法(大正十一年法律第七十号)第十二條第一項、厚生年金保險法(昭和十六年法律第六十号)第十六條の二及び船員保險法(昭和十四年法律第七十三号)第十五條の規定の適用については、公社の役員及び職員は、國に使用される者とみなす。

(災害補償)

第五十四條 公社の役員及び職員は、國に使用される者で國庫から報酬を受けるものとみなし、國家公務員災害補償法(昭和二十三年法律第 号)の規定を準用する。この場合において同法第四十二條中「國、市町村長」の國を除く。とあるのは「日本專賣公社」と、「會計及び当該會計」とあるのはそれぞれ「日本專賣公社」と読み替へるものとする。

2 労働者災害補償保險法(昭和二十二年法律第五十号)第三條第三項の規定の適用については、公社の事業は、國の直營事業とみなす。

3 第一項の規定により補償に要する費用は、公社が負担する。

(失業保險)

第五十五條 失業保險法(昭和二十二年法律第四十六号)第七條の規定の適用については、公社の役員及び職員は、國に使用される者とみなす。

第五十六條 國庫は、公社がその役員及び職員に対し失業保險法に規定する保險給付の内容をこえる給付を行う場合には、同法に規定する給付に相當する部分につき同法

第二十八條第一項に規定する國庫の負担と同一割合によつて算定した金額を負担する。

附則

1 この法律は、昭和二十四年四月一日から施行する。

2 公社の設立手続、國から公社への財産及び職員引継その他この法律施行のため必要な事項は、別に政令で定める。

○塚田政府委員 たいだいま議題となりました食糧の輸入税を免除する法律の一部を改正する法律案の提出の理由について御説明いたします。

米麦、雜穀、でんぶん、カン詰類等の主要食糧に対しましては、昨年法律第百八十八号をもちまして、その輸入税を本年一年間免除することとしたのでありますが、わが國現下の食糧事情にかんがみ、右の主要食糧の輸入税をさらに一年間免除する必要があると考えられますので、本法律案を提出しました次第であります。

何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成あらんことを希望いたします。

次に日本専賣公社法案について提案理由を説明いたします。

去る七月二十二日連合國最高司令官より日本政府あてに発せられました國家公務員法改正問題に関する書簡中に「鉄道、通信並びに塩、しよりのう、タバコの政府事業に関する限り、その職員は普通公務員から除外されてもよいと信ずる。しかしながらその他の場合には、これらの事業を管理し運営するたに、適當な方法により公共企業体が組織せらるべきである。」とあります。この示唆に基いて、政府といたし

ましては専賣事業の形態をいかにすべきかの問題を鋭意検討して参つたのでありますが、今回その結論を得て、本法案を上程いたしました次第であります。

法案の概要を申し上げますれば、日本専賣公社は煙草専賣法、塩専賣法及粗製糖、油脂、油専賣法に基く國の専賣事業の健全にして能率的なる実施に當る法人とし、資本金は現に専賣局特別会計に属する財産をもつて政府が出資することにしたのであります。役員は、別に公共企業体労働関係法案を提出することになつております。業務に關しましては、現在の専賣局の所掌事務と同一とし、各事業法に基く許可事實取締りも公社をして行わしめることとしたのであります。

次に会計経理については、まず原則として公社を國の行政機関とみなし、特別に規定する場合のほかは、國の會計法令の規定によるものとすることとしたのであります。従いまして公社の予算は閣議決定を経て、國の予算とともに國會に提出することとし、決算に關しても、財産目録、貸借対照表及び損益計算書につき大蔵大臣の承認を受け、決算報告書は會計検査院の検査を経て國の歳入歳出決算とともに國會に提出するよう規定した次第であります。

また利益金の納付については、毎事業年度の利益金は、すべて國庫に納付することとなつております。なお公社の業務にかかる現金については、國庫金の例によることとした次第であります。

以上が本法案を上程いたしました理由並びに本法案の概要でありまして、これが施行は明年四月一日を目途としたしております。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成あらんことを切望する次第であります。

○宮崎委員 たいだいま上程せられました二法律案の審議は、次会に延期せられんことを望みます。

○島村委員長 宮崎君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○島村委員長 御異議なしと認めまして、さうに進行することにいたします。

○大上委員 私委員会におはかり並びに御審議していただきたいことが一つございまして、まず日本経済再建の根幹は、大衆資本の集中と、これが効率的な運用にあると思つております。従つてこれが施策の推進は急を要するものがあると考えますので、その方法にもいろいろございしますが、まず取上ぐべき容易な問題として、一般國民が納得しやすいものに、証券の民主化があるように考えられます。従つて本委員会におきまして、証券の民主化運動を實施したいと思つたので、この際証券民主化運動に關する決議を本委員会において採択していただきたいと思つた。まずその案文を朗読してみます。

証券民主化運動に關する決議
日本経済の再建にあたり資本の不足が大きな障害となつてゐる。かかるに、今日では財閥解体等によつて大企業の本力が減退し、國民の手に蓄積すなわち大衆資本の動

員にまつところが大である。また現在急務となつてゐるインフレーション收束のためにも、貯蓄の奨励と証券の投資は強力に推進されねばならない。

この意味において、証券の民主的な消化は経済再建の基礎といふべきであり、資本の大衆化を通じて経済政策の基本である経済民主化を実現するものである。

かくて、われわれは経済再建の見地から、証券民主化の重要な意義を認め、國民各層の積極的な協力のもとにその実現を促進するため、關係各界と相はかり全國にわたつて一大運動を展開せんとする次第である。右決議する。

何とぞ御審議いただきたいと思つた。

○佐藤(鶴)委員 たいだいま大上君より提案せられました件は、社会党としても非常にこれは適切だと思ひ、賛成いたします。

○梅村委員 たいだいま大上君の提案に對しまして、民主黨といたしましては、御趣旨については賛成の意を表するものでございまして、けれども、およそ証券民主化の前提といたしまして、証券を今後いかにして優遇するか、あるいは今日の取引所の状況において、とうていその目的も達せられないと思つたのであります。かような意味におきまして取引所の再開と、証券の優遇というものは、少くとも本運動の前提であり、同時に條件であらねばならないと私は思つたのであります。このよ

うな点につきましても可及的に運動を促進いたしました。そうしてこの決議案の目的達成に邁進せられんことを特に希望いたしました。賛成の意を表す。

る次第であります。

○内藤委員 たいだいま大上君の動議には國民協同黨も賛成いたします。

○島村委員長 たいだいまの大上委員の提出にかかる証券民主化運動に關する決議を本委員会において決定するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○島村委員長 御異議ないものと認めさう決定いたします。

○塚田政府委員 たいだいま各派共同で提案になりました証券民主化運動に關する決議は、政府におきましてもしごくその趣旨に賛成であります。どうかこの運動が實現いたしました健全な発達ができますように、政府も十分協力申し上げるつもりでありますから、皆様方においても何とぞ当初の目的に向つて御盡力くださらんことを望む次第であります。

○島村委員長 おはかりいたします。この際本決議の取扱いにつきましては理事會に御一任願いたいと思つたが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○島村委員長 御異議ないものと認めまして、さうとりはからうことといたします。

○島村委員長 たいだいま公共企業体労働関係法案につきましては、これを審議しております労働委員会と連合審査会を開いてはどうかと存じますが、この点いかがでありますか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○島村委員長 御異議がないようでありますから、労働委員会と連合審査会することに申し入れをいたします。

○島村委員長 次に先ほどの理事會の

申し合せのときに、ただいまでは各党理事の方が一名ずつでありますので、もし理事などに事故がありましてはまずいと思ひますので、この際各党とも代行者をおきめ願つて、もし理事の方が御支障のあります場合は、その代行者によつて理事会の運営をはかつて行くということにしたいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○島村委員長 御異議ないものと認めます。その代行者の選出はどういう方法にいたしますようか。

〔委員長一任と呼ぶ者あり〕

○島村委員長 委員長一任ということに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○島村委員長 御異議ないものと認めます。御指名申し上げます。

宮崎 靖君 佐藤 次郎君 荒木 萬壽夫君 内藤 友明君

この四名の方を御指名申し上げます。但しただいまは正式の理事でございませんで、どうぞさよう御承知おき願ひたいと存じます。

○梅林委員 前国会当時、その必要に應じまして復金調査委員会であるとか、農業金融であるとか、中小企業金融方面につきましての小委員会を設置して、各委員におかれましてはおのこの研究に専念しておられたのでありますけれども、本国会におきましてこの重要性にかんがみまして、ぜひともこれら小委員会を設置して、本委員会の機能目的達成のために邁進せられんことを希望する次第であります。つきましてはその小委員会の設置等につき委員各位の御賛同あらんことを希望いたします。

○島村委員長 ただいまの梅林君の動議に御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○島村委員長 御異議ないものと認めます。さようとりはかろうことにいたします。

なお、本小委員会の設置に関しまして一言申し上げますが、先ほどの理事会において、証券民主化の問題についても小委員会を設置して調査すべしとの希望があり、また衆議院規則第九十四條により、まづ國政調査に関する議長の承認を得た後、これに基いて設置するのが妥当であると思われまますので、國政調査承認要求に関する手続、及び小委員の選定、小委員長の選任等につきましては、すべて理事会に御一任いただきたいと存じます。この点御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○島村委員長 それではさようとりはかろうことにいたします。

本日はこれにて散会いたします。
午後二時十八分散会